

大磯町立大磯幼稚園認定こども園移行事業に係る三者協議（第2回） 次第

日時 令和8年1月23日(金)

午後1時00分～

場所 大磯幼稚園 2階ホール

1. 開会

2. 議題

(1) 第1回の振返り 資料1

(2) 認定こども園の運営内容について 資料2 資料3

(3) 公私連携協定について 資料4 資料5

(4) 認定こども園園舎新築工事の進捗状況について 資料6

3. 閉会

認定こども園 クラス名（案）

	大磯幼稚園	案	その他の候補			
0歳	—	つくし	ひまわり	りす	ひばり	ひかり
1歳	—	ちゅうりっぷ	なのはな	うさぎ	めじろ	はな
2歳	—	あさがお	ひつじ	うぐいす	そら	
3歳①	さくら	さくら				
3歳②	たんぽぽ	たんぽぽ				
4歳①	すみれ	すみれ				
4歳②	ゆり	ゆり				
5歳①	ふじ	ふじ				
5歳②	ばら	ばら				
一時保育	—	あじさい	りんどう	ぱんだ	おおるり	うみ

認定こども園 デイリープログラム（案）

時間	0歳児～2歳児	3歳児～5歳児	
	3号認定	2号認定	1号認定
7:00	順次登園	順次登園	事前申請により預かり
7:30			
8:00	人数に合わせて合同保育	人数に合わせて合同保育 (合同保育室で受入れ)	
8:30			
9:00	朝おやつ	クラスに移動	順次当園（エントランスで受入れ）
9:30			
10:00	各個人に合わせた グループ・クラス活動	クラス活動	
10:30		異年齢・各クラス・グループなどによる活動 (認定区分で活動は分けない)	
11:00			
11:30	給食		
12:00			
12:30		給食	
13:00	午睡	集まり（引継ぎ）	
13:30		午睡	ホール移動→順次降園
14:00			預かり保育 (事前申請/当日緊急受入れ) (預かり時間により午睡)
14:45	排泄	起床	
15:00	おやつ		おやつ
15:30	各個人に合わせた グループ・クラス活動	合同保育	
16:00			
16:30	順次降園	順次降園	
17:00		人数に合わせて合同保育 (合同保育室で引渡し)	
17:30	人数に合わせて合同保育		
18:00	延長保育		
18:30			
19:00	閉園		

大磯町公私連携幼保連携型認定こども園設置及び運営に関する協定書

大磯町（以下「甲」という。）と社会福祉法人恵伸会（以下「乙」という。）は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第34条第1項の規定により、乙が公私連携幼保連携型認定こども園の設置及び運営（以下「本事業」という。）を行うに当たり、同条第2項の規定に基づき次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、甲の待機児童の解消並びに多様な教育及び保育の提供を図ることを目的として、乙が認定こども園法第34条第1項の規定により、公私連携法人の指定を受けて行う本事業に関し、必要な事項を定めるものとする。

（名称及び所在地）

第2条 この協定の目的となる公私連携幼保連携型認定こども園（以下単に「公私連携幼保連携型認定こども園」という。）の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 サンキッズ国府
- (2) 所在地 神奈川県中郡大磯町国府新宿152番地

（開園年月日）

第3条 公私連携幼保連携型認定こども園の開園の日は、平成30年4月1日とする。

（教育及び保育等に関する基本的事項）

第4条 乙は、本事業を行うに当たっては、甲から公私連携幼保連携型認定こども園の設置に係る経費の補助を受け、及び認定こども園法第34条第3項及び第4項の規定により大磯町長を経由して神奈川県知事へ公私連携幼保連携型認定こども園の設置を届け出るものとする。

2 乙は、本事業を行うに当たり、認定こども園法、幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号）及び別に定める大磯町公私連携幼保連携型認定こども園の設置及び運営に関する基準を遵守しなければならない。

3 乙は、本事業を継続しないときは、本事業を終了しようとする日の1年前までにその旨を甲に申し出るものとする。

4 甲は、乙が教育及び保育等に関する基本的事項を適切に実施するよう、乙に対し指導及び監督をすることができる。

（必要な設備の貸付け、譲渡その他の協力に関する基本的事項）

第5条 甲は、公私連携幼保連携型認定こども園の用に供するため、乙に対し甲が所有する土地を20年間、無償で貸し付けるとともに、建物等については、無償で譲与するものとする。この場合においては、別途、甲及び乙との間で、土地使用貸借契約及び建物等譲与契約（以下「各契約」という。）を締結するものとする。

- 2 乙は、前項の規定により借り受けた土地及び譲り受けた建物等について、公私連携幼保連携型認定こども園以外の用に供してはならない。ただし、建物等について、各契約締結の日から1年以内に新たに園舎を建築する場合は、この限りでない。
- 3 乙は、新たに建築する園舎を公私連携幼保連携型認定こども園以外の用に供してはならない。
- 4 乙は、公私連携幼保連携型認定こども園を第1項の規定により借り受けた土地に新たに設置するに当たり、当該土地に現に存する建物等を使用しないときは、乙の負担により当該建物等を解体し、及び撤去するものとする。
- 5 乙は、第1項ただし書の各契約締結後、公私連携幼保連携型認定こども園の運営を開始した時点で残置している物品については、公私連携幼保連携型認定こども園の運営のための備品として有効活用し、又は乙の負担により廃棄するものとする。
- 6 甲は、乙が本事業を行うに当たり、厚生労働省が年度ごとに定める保育所等整備交付金要綱、認定こども園施設整備交付金交付要綱（平成27年5月21日付け文部科学大臣裁定）、神奈川県安心こども交付金事業費補助金交付要綱（平成21年4月1日施行）（以下これらを「国・県要綱」という。）及び大磯町認定こども園整備事業費補助金交付要綱（平成28年大磯町告示第16号）に基づく補助を行うものとする。

（立入検査）

第6条 甲は、公私連携幼保連携型認定こども園の運営を適切にさせるため必要があると認めるときは、乙若しくは公私連携幼保連携型認定こども園の園長に対して必要と認める事項の報告を求め、又はその施設に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査できるものとする。

- 2 甲は、乙が正当な理由が無くこの協定に従って教育及び保育等を行っていないと認めるときは、乙に対し、この協定に従って教育及び保育等を行うことを勧告することができる。

（公私連携法人の指定の取消し）

第7条 甲は、乙がこの協定に違反したときは、認定こども園法第34条第11項の規定により、乙の公私連携法人の指定を取り消すことができる。

（協定の有効期間）

第8条 この協定の有効期間は、平成30年4月1日から平成35年3月31日までとする。

- 2 前項に規定する有効期間の満了の日の1年前までに、甲及び乙から何ら意思表示がされないときは、本協定の有効期間の満了の日の翌日から起算して、さらに1年間、この協定の有効期間を延長するものとし、その後も同様とする。

（補則）

第9条 この協定に定めるもののほか、必要な事項は、甲及び乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成29年11月6日

甲 神奈川県中郡大磯町東小磯183番地
大磯町

大磯町長 中 崎 久 雄

乙 神奈川県平塚市田村二丁目11番5号
社会福祉法人 恵伸会

理 事 長 竹 内 恵 司

大磯町公私連携幼保連携型認定こども園の設置及び運営に関する基準

1 趣旨

この基準は、大磯町公私連携幼保連携型認定こども園（以下「認定こども園」という。）の設置及び運営に当たり、町の教育保育水準を維持するため、設置及び運営主体となる法人に対し、必要な事項を示すものである。

2 認定こども園の設置及び管理運営について

- (1) 認定こども園の施設設置に当たっては、近隣住民等への事前説明、調整、紛争等の解決に誠意を持って対応し、子どもの安全を十分確保すること。
- (2) 認定こども園の管理運営は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）並びに児童福祉法（昭和22年法律第164号）その他関係法規を遵守し、その趣旨を十分に理解した上で管理を行うこと。
- (3) 子どもや保護者の心情に最大限に配慮し、きめ細やかなサービスの提供に努めること。
- (4) 施設設備や組織体制について、子どもや保護者の安全安心に考慮した必要な措置を講じること。
- (5) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に基づき、施設の管理及び運営については、町の確認を受けること。

3 定員について

- (1) 定員については、1号認定30人、2号認定45人、3号認定30人を目安に事業者が設定し、町の承認を受けること。
- (2) 1号認定については、定員を超えた場合は、大磯町立国府幼稚園在園者を優先すること。

4 施設開園時間及び休園日について

- (1) 施設の開園時間は、月曜日から土曜日までの午前7時から午後6時までの11時間を原則とし、町と協議の上、設置及び運営主体となる法人が定めること。
- (2) 日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日以外は、原則として休園しないこと。ただし、やむを得ない理由により休園するときは、この限りでない。

5 施設の整備基準について

幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年神奈川県条例第52号）その他基準を遵守すること。

【例】

6 職員等について

- (1) 園長（施設長）は、専任の正規職員を配置すること。なお、園長（施設長）を変更しようとするときは、あらかじめ町に届け出ること。
- (2) 園長（施設長）を補佐する者として、専任の正規保育教諭を主幹保育教諭として配置すること。ただし、主幹保育教諭は、学級専任の保育教諭とは別に配置すること。
- (3) 各学級に担任として保育教諭を配置すること。
- (4) 教育及び保育に直接従事する職員の数、次のとおりとする。

園児の区分	職員数
ア 満5歳以上の園児	おおむね30人につき1人
イ 満4歳以上満5歳未満の園児	おおむね30人につき1人
ウ 満3歳以上満4歳未満の園児	おおむね20人につき1人
エ 満2歳以上満3歳未満の園児	おおむね6人につき1人
オ 満1歳以上満2歳未満の園児	おおむね6人につき1人
カ 満1歳未満の園児	おおむね3人につき1人

- (5) 時間外保育及び延長保育についても前号の配置基準により配置し、最低2名の保育教諭を配置すること。
- (6) 看護師又は養護教諭を配置するよう努めること。
- (7) 栄養士又は栄養教諭の配置及び調理員を配置すること。ただし、調理員については調理業務の全部を委託する場合には、置かないことができる。
- (8) 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師を配置すること。
- (9) 職員の資質向上及び教育・保育の質の向上のため、県等が実施する研修会に積極的に参加するとともに、園内で職員研修を定期的に行うこと。
- (10) 職員健康診断は少なくとも年1回実施し、給食調理に携わる者は、毎月検便を行うこと。

7 教育及び保育について

- (1) 教育及び保育の実施については、国の示す最新の幼保連携型認定こども園教育・保育要領（平成29年3月31日付け文部科学省告示第1号）及び保育所保育指針（平成29年3月31日付け厚生労働省告示第117号）に準拠し定めた指導計画及び教育・保育課程を作成し、実施すること。また、大磯町教育委員会が年度ごとに定める大磯町教育委員会基本方針を参考に教育・保育を行うこと。
- (2) 町が実施する教育・保育内容等を可能な限り継続するとともに、幼保連携型認定こども園の特徴を生かした運営を行うこと。
- (3) 発達障がい等を含む特別な支援を必要とする子どもの受け入れ態勢を整えるとともに、関係機関と連携を図ること。
- (4) 保護者の宗教活動の多様性に配慮し、宗教的な行事・行為は行わないこと。ただし、クリスマス会等一般的な行事は、規制するものではない。

【例】

- (5) 支援を要する子ども及び保護者への対応については、関係機関と連携して行うこと。
- (6) 認定こども園は、近隣小学校との連携を図り、円滑な接続に向けて就学支援を行うこと。また、地域の幅広い世代と交流するよう努めること。
- (7) 特別保育事業として延長保育事業（午後6時から午後7時まで）を実施すること。なお、それ以降の時間は自主事業として実施することができる。
- (8) 通常保育とは別に確保したスペースにおいて、家庭において保育することが一時的又は断続的に困難となった乳幼児に対し、必要な保育を行う一時預かり事業（一時保育）を子育て支援事業の一つとして実施すること。
- (9) サービス向上につながるその他の特別保育事業（障がい児保育、休日保育、長時間の延長保育、病児・病後児保育等）については、可能な限り実施に努めること。
- (10) 在園する1号認定の園児を対象とした一時預かり事業（預かり保育）を実施すること。
- (11) 認定こども園法第2条第12項に規定する子育て支援事業として、地域の子育て家庭に対して、子育て相談や親子の集いの場等を提供すること。
- (12) 教育・保育の共通時間は、少なくとも午前9時から午後2時までとし、4時間をくぐらないこと。
- (13) 学級編成について、1学級の園児数は、35人以下とすること。ただし、3歳児については25人以下を原則とする。
- (14) 食事の提供は、全園児を対象とし、完全給食を実施すること。また、提供する給食は、当該認定こども園内で調理することを基本とし、国の示す「日本人の食事摂取基準」を満たす給食内容とすること。
- (15) 園児の健康状態やアレルギー食等への特別な配慮を行い、アレルギー対応については、除去食や代替食を提供すること。なお、厚生労働省「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」に準拠した取り扱いを行うこと。
- (16) 安全な食材を確保していることを周知するため、食材に関する情報提供を適宜行うこと。また、献立の提示や展示食を実施するとともに、必要に応じて児童や保護者に対する栄養指導を実施すること。
- (17) アレルギー疾患をもつ子どもには、アレルギー対応食を提供すること。
- (18) 入園している園児に対し、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）に基づく健康診断を毎学年定期に実施すること。また、必要があるときは、臨時に健康診断を実施することができる。
- (19) 苦情処理の仕組みを整備し、苦情処理責任者、苦情受付担当者及び第三者委員を設置すること。
- (20) 利用者の立場に立ち、良質かつ適切なサービスを提供するよう、事業運営上の具体的な問題点を把握し改善に結びつけるとともに、第三者評価を受け、その情報を公開すること。

【例】

8 保育料等について

- (1) 保育料については、町が条例で定める利用者負担額とすること。
- (2) 児童のケガ等に備えるため、損害賠償保険に加入するとともに、保護者に対し独立行政法人日本スポーツ振興センターが行う災害共済給付制度への加入を継続すること。
- (3) 保育料、延長保育料等、給食費及び損害保険料（独立行政法人日本スポーツ振興センターが行う災害共済給付制度に係る実費負担を含む。）以外の特別徴収については、町・法人・保護者の三者にて協議すること。

9 引継ぎについて

認定こども園への移行に伴い、保育教諭等が入れ替わることによる環境の変化が、大磯町立国府幼稚園に通園している児童へ及ぼす影響を最小限にするとともに、町の教育・保育内容や指導方法の理解促進を図るため、引継ぎの時間を十分に確保し、合同保育等を実施すること。

10 災害及び事故について

- (1) 入園児の安全確保のために必要な設備や体制を整備するとともに、侵入者等園児に危害が及ぶ場合に備えて、警察・消防等関係機関に迅速かつ的確に通報できるよう必要な訓練を行うこと。
- (2) 入園児に傷害、死亡、食中毒その他重大な事故があったときは、直ちにその状況を書面をもって町に報告すること。
- (3) 緊急時の対応マニュアルや緊急連絡網を作成すること。
- (4) 消防法（昭和23年法律第186号）第8条に規定する常駐している施設専任の防火管理者を置くこと。
- (5) 防火管理者は、認定こども園の防火及び避難について計画を作成し、月に1回以上の訓練を実施すること。
- (6) 地震、水害等あらゆる災害を想定し、対応マニュアルを作成するとともに、それぞれに必要な訓練を行うこと。
- (7) 感染症やそれを予防する衛生管理に関するマニュアルを作成し、日々衛生的な環境を整えること。
- (8) 災害発生時の一時的な集合場所、避難場所としての「一時（いつとき）避難所」としての利用に協力すること。

附 則

この基準は、平成30年4月1日から施行する。

